



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

北米

2017年5月12日

米国財政政策を知る — その6(パススルー課税)

今日のヘッドライン2017年4月27日号でご紹介したように、トランプ政権は税制改革案の骨子を公表しました。G7では基本方針の説明にとどまると見られますが、今月内には予算教書の詳細版の公表も想定されています。

トランプ税制: G7で米財務長官がトランプ政権の税・規制改革を説明へ

イタリアで2017年5月11日～13日に開催の主要7カ国(G7)財務相・中央銀行総裁会議について、ムニューシン米財務長官は、トランプ政権が打ち出すことにしている法人減税などを含む税制改革について説明する模様です。

どこに注目すべきか:

パススルー課税、二重課税、税制改革案

今日のヘッドライン2017年4月27日号でご紹介したように、トランプ政権は4月26日に税制改革案の骨子を公表しました。G7では基本方針の説明にとどまると見られますが、今月内には予算教書の詳細版の公表も想定されるなど、いよいよ内容が明らかになるものと思われます。

今回は、パススルー課税について述べます。

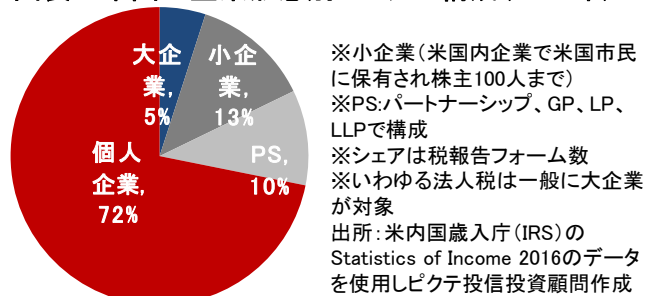
まず、パススルー課税を考える前に、通常の法人税のケースとして、株式会社Aに投資するケース(株式を購入)を例とします。投資した株式会社Aが利益100をあげ、すべて株主に配分するとします。この場合、100の利益に対し、まず法人税(例として40%)がかかります。株式会社Aは法人税引き後の利益を投資家に全額60を配分(配当として)するとします。この時点で、投資家の所得に対し所得税(例えば50%)が課せられ、所得税控除後の所得は30となってしまいます。よく指摘されるように法人税は二重課税の格好となっています。次に、パススルー課税とは、株式会社Aの利益100に対し法人税を課さないで、投資家に利益をパスした形で、所得税を課す方式です。この例では所得税を50%と仮定したので、100のパスされた利益に対し50の所得税がかかり、残り50が控除後の所得となるというイメージです。

日本では、法人格の有無によって法人税の納税義務者を判定するためなじみのないパススルー課税ですが、米国では一般的に利用されています。パススルー課税が利用できるのは店舗経営などで利用される個人企業、投資で利用されるリミテッド・パートナーシップ(LPS)、(一定の条件を満たし

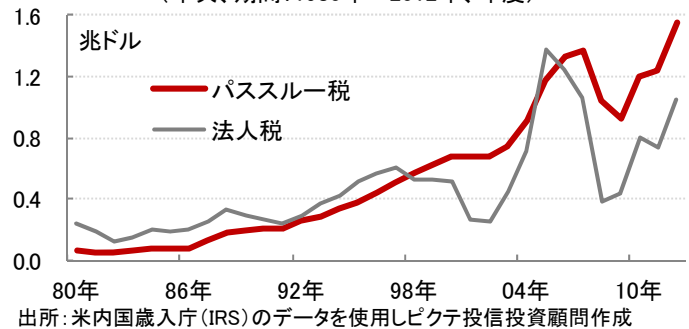
た)小企業で、幅広く利用されています。図表1の米企業形態にあるように大半はパススルーを利用できます。金額ベースでもパススルーの利用は増加傾向です(図表2参照)。米国で「法人減税」といった場合、公平を保つにはいわゆる法人税とパススルー課税の減税を行う必要があります。

ただ、税制改革案の骨子ではパススルー課税は減税の数字が示されているだけで内容の詳細が不透明なため疑問も高まっています。例えば、トランプ政権は投資ファンドへの課税(キャリド・インタレスト)を強化する方向を示していましたが、パススルー課税が減税で、仮に投資ファンドが利用できるならむしろ減税ではといった指摘(批判?)があります。疑問を解くためにも、早急な詳細説明が求められています。

図表1: 米国の企業形態別シェアの構成(2012年)



図表2: 米国の法人税とパススルー税推定値の推移(年次、期間: 1980年～2012年、年度)



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。